（２） 登録有形文化財（建造物）の制度について

従来の文化財指定制度（国の指定）を補完する新しい保護手法として、平成8（1996）年 10 月の文化財保護法改正により導入された文化財保護制度。

登録の対象となるものは、建築後 50 年を経過した建造物で、かつ次のいずれかの基準に該当するものである。

１　国土の歴史的景観に寄与しているもの

２　造形の規範となっているもの

３　再現することが容易でないもの

また、建造物とは住宅・工場・社寺・事務所等の建築物、橋梁・ダム・トンネル・堤防・水門等の土木構造物や煙突・塀などの工作物が該当する。

（参考） 登録有形文化財（建造物）の登録状況

１　愛知県について

登録有形文化財（建造物）の登録件数は、今回の答申数（1件）を加えて、官報告示を経て、581 件となる予定である。

２　全国について

登録有形文化財（建造物）の登録件数は、今回の答申数（121 件）を加えて、官報告示を経て、15,160 件となる予定である。

区　　分		新規登録	累　　計
登録数	愛　知　県	1件	581 件
	全　　国	121 件	15, 160 件